明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第十一条中「含む。」の下に「第六章から第七章の二まで（附帯税・国税の更正、決定等の期間制限・国税の調査）及び第十章（犯則事件の調査及び処分）を除き、」を加える。

第十四条第二項第二号中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

第三十二条第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「」及び「」という。）」を削る。

本則に次の一章を加える。

第十章　犯則事件の調査及び処分

（領置物件等の封印等）

第四十四条　当該職員（法第百三十一条第一項（質問、検査又は領置等）に規定する当該職員をいう。以下同じ。）は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押え（法第百三十二条第一項（臨検、捜索又は差押え等）に規定する記録命令付差押えをいう。以下同じ。）をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

（臨検等に係る許可状請求書の記載事項）

第四十五条　法第百三十二条第四項（臨検、捜索又は差押え等）に規定する許可状（以下この条において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　犯則嫌疑者の氏名

二　罪名及び犯則事実の要旨

三　臨検すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者

四　請求者の官職氏名

五　許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

六　法第百三十二条第二項の場合においては、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

七　日没から日出までの間に臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由

2　参考人の身体、物件又は住居その他の場所の捜索のための許可状を請求する場合においては、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3　郵便物、信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項（定義）に規定する信書便物をいう。）又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発したものを除く。）の差押えのための許可状を請求する場合においては、その物件が犯則事件（法第百三十一条第一項（質問、検査又は領置等）に規定する犯則事件をいう。第五十六条（書類の作成要領）において同じ。）に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

（間接国税の範囲）

第四十六条　法第百三十五条第一項（現行犯事件の臨検、捜索又は差押え）に規定する政令で定める国税は、次に掲げる国税とする。

一　消費税法第四十七条第二項（引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等）に規定する課税貨物に課される消費税

二　酒税

三　たばこ税

四　揮発油税

五　地方揮発油税

六　石油ガス税

七　石油石炭税

（領置目録等の記載事項）

第四十七条　法第百四十三条（領置目録等の作成等）の規定により作成する領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録には、領置、差押え又は記録命令付差押えをした物件の品名及び数量、その日時及び場所並びに当該物件の所持者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

（領置物件等の処置）

第四十八条　当該職員は、法第百四十四条第一項（領置物件等の処置）の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他当該職員が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際における当該物件の所持者に通知しなければならない。

2　国税庁長官、国税局長又は税務署長（第五項において「税務署長等」という。）は、法第百四十四条第二項の規定により領置物件又は差押物件（以下この条及び第五十五条（犯則の心証を得ない場合の供託書の交付）において「領置物件等」という。）を公売に付するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　公売に付そうとする領置物件等の品名及び数量

二　公売の日時、場所、方法及び事由

三　買受代金の納付の期限

四　保証金に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、公売に関し必要な事項

3　法第百四十四条第二項の規定による公売については、前項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、国税徴収法第五章第三節第二款（公売）（第九十六条（公売の通知）を除く。）の規定を準用する。

4　法第百四十四条第二項の規定により公売に付される領置物件等については、当該職員及びその所有者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。

5　税務署長等は、法第百四十四条第二項の規定により代金を供託したときは、当該供託に係る領置物件等の知れている所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとする。

（還付の公告）

第四十九条　法第百四十五条第二項（領置物件等の還付等）の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一　法第百四十五条第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件（以下この条において「還付物件」という。）を還付することができない旨

二　還付物件の品名及び数量

三　領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所

四　還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所

五　公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、還付物件は、国庫に帰属する旨

（鑑定に係る許可状請求書の記載事項）

第五十条　法第百四十七条第四項（鑑定等の嘱託）に規定する許可状（第六号において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　犯則嫌疑者の氏名

二　罪名及び犯則事実の要旨

三　破壊すべき物件

四　鑑定人の氏名及び職業

五　請求者の官職氏名

六　許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由